第3章 計画の枠組み

- 1 目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間
- 4 対象とする地域・温室効果ガス
- 5 部門の設定



第3章 計画の枠組み

1 目的

区民・団体、事業者、区のあらゆる主体で取り組み、文京区の地域に係る気候変動対策を総合的、計画的に進め、地球温暖化防止に貢献することを目的とします。

2 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)第 19 条第 2 項に基づき、「区域の自然的 社会的条件に応じて、温室効果ガス*の排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策」を定めるものとして、 前計画を改定するものです。

本計画は、「文京区環境基本計画」の基本目標の 1 つである「未来へつなぐ脱炭素のまち \sim CO₂削減で地球温暖化防止 \sim 」を実現するための施策等を定める個別計画として位置づけます。また、区の事務事業における対策を定める「文京区役所地球温暖化対策実行計画」と合わせて、区の気候変動対策を総合的に実施していきます。

また、本計画の推進をとおして、上位計画の理念の実現につなげていきます。

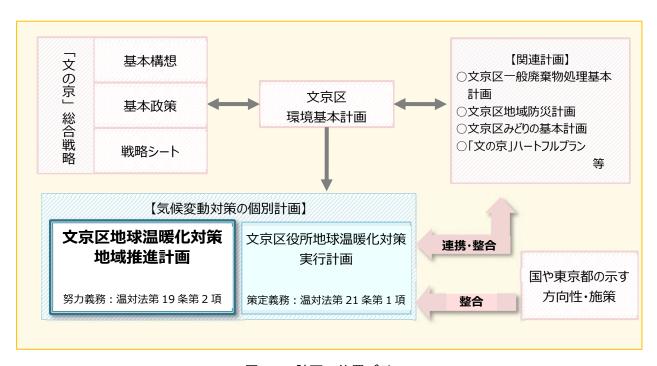


図 16 計画の位置づけ

〈文京区環境基本計画の基本理念〉

- 1環境問題への取組は、身近なものから地球全体を意識して、地域一丸となって進めます
- 2 文京区の環境を構成する重要な歴史・文化、水、緑を、大切に守り、育てます
- 3環境の保全・創造には、区民が健康で安全・快適に暮らし続けられるよう、総合的に取り組みます

3 計画期間

国の温室効果ガス*排出削減目標の年度を考慮し、2020 (令和 2) 年度から 2030 (令和 12) 年度までの 11 年間とします。

4 対象とする地域・温室効果ガス

本計画の対象とする地域は、文京区全域とします。

また、気候変動対策の取組の対象は、区の温室効果ガス*排出に関わるあらゆる主体(区民・団体、事業者、区)とします。

対象とする温室効果ガス*については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(温対法)が定める7種類のガスのうち、2016(平成28)年度時点で区の温室効果ガス*排出量の約90%を占める二酸化炭素(CO2)を対象として削減目標を設定します。

表 9 地球温暖化対策の推進に関する法律が対象とする温室効果ガス

種類		種類	主な排出活動
二酸	始炭素	エネルギー起源 CO2*	燃料の使用、他人から供給された電気・熱の使用
(CO ₂)	非エネルギー起源 CO ₂ *	工業プロセス、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等
			工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕作、家
メタン(CH ₄)			畜の飼養及び排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物
			の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等、廃棄物の埋立処分、排
			水処理
一酸化二窒素(N ₂ O)			工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕地にお
			ける肥料の施用、家畜の排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処
			分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等、排水処理
代替フロン類			クロロジフルオロメタンまたは HFCs の製造、冷凍空気調和機器、
	ハイドロフルオロカーボン類(HFC	ルオロカーボン類(HFCs)	プラスチック、噴霧器及び半導体素子等の製造、溶剤等としての
			HFCs の使用
	パーフルオロカーボン類(PFCs)	アルミニウムの製造、PFCs の製造、半導体素子等の製造、溶剤	
		レイロカーホン類(PFCS)	等としての PFCs の使用
	六	ふっ化硫黄(SF ₆)	マグネシウム合金の鋳造、SF6の製造、電気機械器具や半導体
			素子等の製造、変圧器、開閉器及び遮断器その他の電気機械
			器具の使用・点検・排出
	=	ふっ化窒素(NF ₃)	NF3の製造、半導体素子等の製造
代 替 パーフルオロカーボン類 (HFCs) ロ ン		プルオロカーボン類(HFCs) レオロカーボン類(PFCs) ふっ化硫黄(SF ₆)	ける肥料の施用、家畜の排せつ物管理、農業廃棄物の焼却分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等、排水処理クロロジフルオロメタンまたは HFCs の製造、冷凍空気調和機能プラスチック、噴霧器及び半導体素子等の製造、溶剤等としてHFCs の使用アルミニウムの製造、PFCs の製造、半導体素子等の製造、溶等としての PFCs の使用マグネシウム合金の鋳造、SF6の製造、電気機械器具や半導素子等の製造、変圧器、開閉器及び遮断器その他の電気機器具の使用・点検・排出

出典) 地方公共団体実行計画(区域施策編) 策定・実施マニュアル(本編) Ver.1.0(環境省)より作成

5 部門の設定

部門の設定は、産業、民生(家庭)、民生(業務)、運輸、一般廃棄物の5部門とします。

表 10 部門の説明

部門	内容	
産業	産業 農業、建設業、製造業のエネルギー消費に伴う排出	
民生(家庭)	民生(家庭) 家庭のエネルギー消費に伴う排出	
民生(業務)	事務所・ビル、商業・サービス業施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消	
氏生(未務) 	費に伴う排出	
運輸	自動車(自家用自動車を含む)、鉄道のエネルギー消費に伴う排出	
一般廃棄物	廃棄物(廃プラスチック、合成繊維)の焼却に伴い発生する排出	

出典)地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(本編)Ver.1.0(環境省)より作成